

## メンバーシップ NFT 及びチェックイン NFT に関する利用規約

この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、ウェルス・マネジメント株式会社（以下「発行者」といいます。）と利用者（第1条に定義されます。）との間において、発行者が発行する本 NFT（第1条に定義されます。）の利用等に係るサービス（以下「本サービス」といいます。）について、利用条件を定めるものです。

また、本 NFT の保有の開始をもって、利用者の皆様は本規約等（第1条に定義されます。）の全てに同意されたものとみなします。

発行者が、本サービスに関して個別規定や追加規定を掲載する場合、それらは本規約の一部を構成するものとし、個別規定又は追加規定が本規約と抵触する場合には、個別規定又は追加規定が優先するものとします。

### 第1条（定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところに従うものとします。

- (1) 「Airdrop」とは、メンバーシップ NFT を保有する利用者に対して、チェックイン NFT を無償で付与することをいいます。
- (2) 「HashPalette」とは、PLT Place の管理及び運営を行う株式会社 HashPalette をいいます。
- (3) 「NFT」とは、ブロックチェーン上で発行される代替性のないトークン（Non-Fungible Token）をいいます。
- (4) 「PLT Place」とは、HashPalette が運営する、対象データを表章した NFT の生成、NFT の売買、又は本 NFT の販売若しくは購入等が可能なプラットフォームサービスをいい、利用者が本 NFT を本規約第 11 条の規定により第三者へ譲渡するにあたり利用することのできるマーケットプレイスをいいます。
- (5) 「運営用ウォレットアドレス」とは、発行者が指定し、チェックイン NFT の保管のみに用いられるチェックイン NFT 専用のウォレットをいいます。
- (6) 「SBT 化」とは、メンバーシップ NFT について、当該 NFT の保有者のウォレット及び ID に結び付けられ、第三者又は他のウォレットに対する売買その他の処分をすることのできないトークン（Soul Bound Token）へと、発行者が化体させることをいいます。
- (7) 「資金決済法」とは、資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (8) 「宿泊者登録」とは、特定のチェックイン NFT について、所定の手続きに従い、チェックイン NFT を利用して指定された宿泊日における対象客室の宿泊及び対象ホテル毎に定められる宿泊に付随関連するサービスの提供を請求する者の情報を登録することをいいます。

- (9) 「宿泊者登録期間」とは、各チェックイン NFT において設定される、対象ホテルへの宿泊者登録ができる期間をいいます。
- (10) 「対象データ」とは、NFT を生成することを想定して作成された特定のコンテンツ又はデータをいいます。
- (11) 「対象ホテル」とは、ホテル運営事業者が運営する、チェックイン NFT により宿泊可能な客室を用意し、宿泊サービスを提供するホテルであって、発行者が指定するホテルを個別に又は総称していいます。
- (12) 「対象客室」とは、利用者が、チェックイン NFT により宿泊することが可能な対象ホテルの客室であって、発行者が指定する客室を個別に又は総称していいます。
- (13) 「チェックイン NFT」とは、メンバーシップ NFT の所有者に対して Airdrop により付与される NFT をいい、ホテル運営事業者に対し、各チェックイン NFT において指定された宿泊日における対象客室の宿泊及び対象ホテル毎に定められる宿泊に付随関連するサービスの提供を請求することのできる前払式支払手段並びにホテル運営事業者との間でホテル運営事業者ウェブサイトを経由して、対象ホテルでの宿泊を内容とした宿泊契約締結の申込をすることができる権利が表章されます。
- (14) 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、肖像権その他の知的財産権（これらの権利を取得し、又はこれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）をいいます。
- (15) 「発行者ウェブサイト」とは、そのドメインが「<https://www.wealth-mngt.com/>」である発行者が運営するウェブサイト（サブドメインを含み、また、理由を問わず発行者ウェブサイトのドメイン又は内容が変更された場合は、当該変更後のウェブサイトを含みます。）をいいます。
- (16) 「ホテル運営事業者」とは、ワールド・ブランズ・コレクション ホテルズ&リゾート株式会社をいいます。
- (17) 「ホテル運営事業者ウェブサイト」とは、そのドメインが「<https://www.wealth-mngt.com/hwm/>」であるホテル運営事業者が運営するウェブサイト（サブドメインを含み、また、理由を問わずホテル運営事業者ウェブサイトのドメイン又は内容が変更された場合は、当該変更後のウェブサイトを含みます。）をいいます。
- (18) 「本 NFT」とは、メンバーシップ NFT 及びチェックイン NFT を個別に又は総称していいます。
- (19) 「本規約等」とは、(i)本規約、(ii)発行者又はホテル運営事業者が定めるプライバシーポリシー、キャンセルポリシー及び(iii)その他本サービスに関連して適用があるものとして発行者がホテル運営事業者ウェブサイトで公表する又は利用者に対して通知する規約、購入ガイド、利用ルール、FAQ 等を個別に又は総称していいます。
- (20) 「前払式支払手段」とは、資金決済法第 3 条に定義される意味を有します。
- (21) 「マーケットプレイス利用規約」とは、Hash Palette が定める PLT Place 利用規約

([PLTPlace\\_利用規約 \(利用者用\)\\_latest.pdf](#)) (その後の改訂を含みます。)をいいます。

(22) 「メンバーシップ NFT」とは、チェックイン NFT の付与を受けられる前払式支払手段が表章される NFT をいいます。

(23) 「利用者」とは、本 NFT を保有し又は保有しようとする者をいいます。

## 第2条 (メンバーシップ NFT の購入)

- 1 利用者は、メンバーシップ NFT の購入を希望する場合には、メンバーシップ NFT の購入の申込みを発行者ウェブサイト上にて行います。
- 2 発行者ウェブサイト上にて所定の手続きを行い、手続きの完了により発行者と利用者との間でメンバーシップ NFT の売買契約が成立した場合、発行者は、利用者に対し、メンバーシップ NFT を付与するものとします。但し、メンバーシップ NFT の付与には一定期間を要する場合があります、利用者は、この点につき、あらかじめ同意しているものとみなします。
- 3 メンバーシップ NFT に係る売買代金の支払方法は、発行者の指定する口座への日本円での振込みによる決済によるものとします。
- 4 第2項の規定に基づきメンバーシップ NFT が利用者のウォレットに記録された時点で、発行者は、当該利用者に対して、当該メンバーシップ NFT に表章される前払式支払手段を発行するものとします。

## 第3条 (メンバーシップ NFT の販売の前提条件)

発行者は、メンバーシップ NFT の購入を希望する利用者が、第23条第1項各号のいずれかに該当し又は第24条第1項の表明保証に違反すると発行者が判断する場合その他発行者がメンバーシップの販売を拒否する正当な理由があると判断する場合は、前条に定めるメンバーシップ NFT の付与を拒否することができます。

## 第4条 (メンバーシップ NFT の発行者による SBT 化)

メンバーシップ NFT は、当該メンバーシップ NFT に表示された期間中の最後のチェックイン NFT が発行されたのと同時に、発行者により SBT 化されます。当該時点以降、利用者は、メンバーシップ NFT を売買その他の方法により第三者へ譲渡することはできません。

## 第5条 (チェックイン NFT の Airdrop)

- 1 発行者は、メンバーシップ NFT の発行後、速やかに、当該メンバーシップ NFT の保有者が有するウォレットに対して、初回のチェックイン NFT を無償で付与 (Airdrop) します。
- 2 発行者は、当該メンバーシップ NFT に表示された期間において、毎年発行者が指定する日において、当該日時点で当該メンバーシップ NFT の保有者として記録されている利用者が有するウォレットに対して、チェックイン NFT を無償で付与 (Airdrop) します。

- 3 チェックイン NFT の付与の方法又は時期は発行者の都合により変更される場合があります。このことを利用者は予め承諾するものとします。
- 4 第 1 項に基づきチェックイン NFT がメンバーシップ NFT の所有者のウォレットに記録された時点で、発行者は、当該所有者に対して、チェックイン NFT に表章される前払式支払手段を発行するものとします。

#### 第 6 条（宿泊契約の申込み及び成立）

- 1 チェックイン NFT を保有する利用者は、当該チェックイン NFT に係る宿泊者登録期間内において、宿泊者登録をすることで対象ホテルの対象客室における宿泊契約を成立させることができます。
- 2 前項に基づき成立した宿泊契約の内容は、ホテル運営事業者が定める各対象ホテルの宿泊約款に従うものとします。
- 3 チェックイン NFT の所有者は、以下の各号に該当する場合には、第 1 項に基づく対象ホテルの宿泊者登録及び宿泊を行うことはできません。また、チェックイン NFT が宿泊者登録を行った時点以降、宿泊が終了する前において、利用者が以下の第 2 号、第 3 号及び第 4 号に定めるいずれかの事由に該当すると判明した場合には、本条の規定にかかわらず、宿泊契約は宿泊者登録の時点に遡って成立していないものとみなします。この場合、当該チェックイン NFT は償却され、以後当該チェックイン NFT を使用して対象ホテルの宿泊を請求することはできなくなります。また、かかる償却によって金銭の払戻しは行われません。
  - (1) チェックイン NFT を利用した宿泊契約の成立を証するための所定の方法による確認を行うことができない場合
  - (2) 本規約第 23 条第 1 項各号に該当する場合
  - (3) チェックイン NFT の所有者が対象ホテルの宿泊約款に定める宿泊拒否事由に該当する場合
  - (4) 当該チェックイン NFT に係る宿泊者登録期間内に宿泊者登録を完了させるための手続が行われなかった場合
- 4 本条に基づく対象ホテルの宿泊者登録の手続による宿泊契約の締結は、チェックイン NFT の所有者及びホテル運営事業者との間で行われるものとし、発行者は、宿泊者登録の手続その他宿泊契約の締結に係る手続に一切関与しないものとします。

#### 第 7 条（宿泊契約のキャンセル）

- 1 チェックイン NFT の所有者は、ホテル運営事業者が定める方法に基づきキャンセルする場合に限り、第 6 条に基づき成立した宿泊契約のキャンセルの申込みをすることができるものとします。ホテル運営事業者が定める方法に基づきキャンセルの申し込みが行われた時点で、宿泊契約がキャンセルされるものとします。
- 2 チェックイン NFT の所有者が、前項の規定に基づきキャンセルする場合の詳細は、宿泊契

約にかかるキャンセルポリシーに従うものとします。また、かかるキャンセルによって金銭の払戻しは行われません。

- 3 前項のキャンセルに関し、宿泊に関するキャンセル料は発生いたしません。

#### **第8条（宿泊に付随関連するサービスの利用）**

- 1 対象ホテルにおける宿泊に付随関連するサービスのうち、チェックイン NFT によりホテル運営事業者 서비스에提供を請求できる範囲は、対象ホテルにより異なります。チェックイン NFT の保有者が宿泊する対象ホテルによっては、宿泊に付随関連するサービスの料金について、ホテル運営事業者の指定する金額及び方法により別途の支払いが発生することがあります。
- 2 チェックイン NFT によりホテル運営事業者 서비스에提供を請求できる範囲に含まれる宿泊に付随関連するサービスのキャンセル料は発生いたしません。但し、チェックイン NFT の保有者が、当該チェックイン NFT の範囲に含まれない宿泊に付随関連するサービスを自身で別途手配し、キャンセルした場合、対象ホテルに係る宿泊約款その他キャンセルポリシーの定めに従い、キャンセル料が発生する場合があります。

#### **第9条（チェックイン NFT の運営用ウォレットアドレスへの移転）**

- 1 発行者は、利用者が対象ホテルにおける宿泊者登録が完了した場合には、当該宿泊者登録において利用したチェックイン NFT を運営用ウォレットアドレスに移転するものとします。
- 2 チェックイン NFT により宿泊者登録を完了した利用者が、当該チェックイン NFT の宿泊者登録期間において、ホテル運営事業者が定める方法に基づきキャンセルを行った場合、発行者は、当該チェックイン NFT を運営用ウォレットアドレスから当該利用者に再度付与するものとします。この場合、当該チェックイン NFT の宿泊者登録期間内であれば、利用者は宿泊者登録ができるものとします。

#### **第10条（宿泊契約にかかる免責等）**

- 1 第6条の規定にかかわらず、以下の各号に掲げる事由のいずれかに該当することにより、ホテル運営事業者が宿泊契約の履行が困難であると合理的に判断した場合には、チェックイン NFT の保有者は、対象ホテルの宿泊者登録及び宿泊ができないことがあるとともに、宿泊契約が成立したときであっても当該契約にしたがった対象ホテルの利用ができないことがあります。
  - (1) 火災、停電、施設の故障
  - (2) 天災地変、戦争、政変、ストライキ
  - (3) 法令・規則等の変更、行政処分
  - (4) その他、ホテル運営事業者による宿泊契約の履行が困難な事情があるとき
- 2 前項の規定により、チェックイン NFT の保有者が、第6条に基づく対象ホテルの宿泊者登

録及び宿泊ができなかった場合又は成立した宿泊契約に従った対象ホテルの利用ができなかった場合、発行者は、当該チェックイン NFT の保有者に対して、別途発行者が定める日程及び内容による代替サービス（以下「代替サービス」といいます。）を提供することがあります。この場合、当該チェックイン NFT に表章される前払式支払手段の利用によって請求できる権利の内容が、代替サービスの提供を受けることができる権利に変更されることについて、あらかじめ同意したものとみなします。

- 3 前項の場合であっても、チェックイン NFT の保有者は、発行者又はホテル運営事業者に対して金銭による補償等を請求することは一切できないものとします。

#### 第 11 条（本 NFT の譲渡）

- 1 利用者は、自己が保有するメンバーシップ NFT 又はチェックイン NFT（但し、SBT 化されたメンバーシップ NFT を除きます。以下本条において同じ。）を、マーケットプレイス利用規約の規定に基づき PLT Place 上でのみ、売買その他の方法により、第三者に譲渡することができます。なお、本条項の内容がマーケットプレイス利用規約と抵触する場合には、本条項が優先するものとします（以下、本条において同じ。）。利用者は、本 NFT について、PLT Place 以外の場所又は方法により第三者と取引してはなりません。
- 2 メンバーシップ NFT 又はチェックイン NFT が譲受人に移転した時点で、当該メンバーシップ NFT 又はチェックイン NFT に表章される前払式支払手段も当該譲受人に当然に移転します。
- 3 メンバーシップ NFT 又はチェックイン NFT に表章される前払式支払手段は、当該メンバーシップ NFT 又はチェックイン NFT と別個独立して譲渡することはできません。利用者が、メンバーシップ NFT 又はチェックイン NFT に表章される前払式支払手段を、当該メンバーシップ NFT 又はチェックイン NFT と別個独立して譲渡しようとした場合、発行者は、当該メンバーシップ NFT 又はチェックイン NFT を無効化することがあります。また、メンバーシップ NFT 又はチェックイン NFT と独立して前払式支払手段の譲渡が行われた場合であっても、発行者は当該譲渡を無効なものとして取り扱うことができ、これについて発行者は一切の責任を負いません。
- 4 メンバーシップ NFT 又はチェックイン NFT の譲渡に関して、法令、本規約等又はマーケットプレイス利用規約に違反する行為があった場合又は著しく不適切な行為があったと発行者が判断した場合、発行者は、当該メンバーシップ NFT 又はチェックイン NFT 及びこれに表章される前払式支払手段を停止、制限又は消滅させることができます。また、本項に基づく措置によって譲渡人又は譲受人に生じる損害等について、発行者の故意又は重大な過失に基づく場合を除き、発行者は一切責任を負わないものとします。
- 5 PLT Place 上での取引以外の方法その他本規約に違反する内容及び方法によるメンバーシップ NFT 又はチェックイン NFT の移転があった場合、発行者はその完全な裁量により、譲渡人又は譲受人のいずれか一方をある時点における本 NFT の保有者として取り扱うことがで

きるものとし、かかる発行者の裁量的取り扱いにより譲渡人又は譲受人に損害又は損失が生じた場合であっても、発行者は一切の責任を負わないものとし、発行者は免責されるものとし、

- 6 メンバーシップ NFT については、SBT 化されている場合には、第三者に譲渡し、又は別のウォレットに移転することはできません。

## 第 12 条（ウォレット等の他社サービスの利用）

- 1 本サービスの利用には、発行者の指定する本サービス上利用可能なウォレット、スマートコントラクトシステム、その他発行者が指定するサービスの利用が必要となります。発行者以外の事業者により提供されるこれらのサービス又はシステムについて、発行者は一切の責任を負いません。
- 2 利用者は、本サービス上でウォレットを利用する場合、自己の責任において、本サービス上で利用可能なウォレットを準備するものとし、利用者は、本サービスに接続したウォレットを第三者と共有し、又は譲渡してはならないものとし、

## 第 13 条（本サービスの中断及び提供停止）

- 1 発行者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に利用者に通知することなく、本サービスの利用の全部又は一部を中断することができるものとし、
  - (1) 本サービスに係るシステムの点検及び保守作業を定期的又は緊急に行う場合
  - (2) コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
  - (3) ハッキングその他の方法により発行者の管理する資産が盗まれた場合
  - (4) 不正利用等の調査を行う場合
  - (5) 本サービス提供に必要なシステム（ブロックチェーンそのものを含む）異常その他運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
  - (6) ブロックチェーンのネットワーク手数料（ガス代等）の高騰、ハードフォークの発生等 NFT 又は PLT Place の取扱いにかかる問題が生じた場合
  - (7) 火災、停電、天災地変等の不可抗力により本サービスを提供できない場合
  - (8) 裁判所の命令又は法令に基づく強制的な処分が行われた場合
  - (9) その他、発行者が停止又は中断を必要と合理的に判断した場合
- 2 発行者は、不可抗力事由の発生、社会情勢の変化、法令の改廃その他やむを得ない事情がある場合、利用者に事前に通知することにより、本サービスの提供を終了することができるものとし、利用者は予めこれを承諾するものとし、
- 3 発行者は、本サービスの終了につき法令に従って公告を行うものとし、公告から発行者が定める期間（60 日以上）において、利用者は発行者所定の方法により、本 NFT に表示される前払式支払手段の払戻しを請求できます。
- 4 発行者は、資金決済法に基づき、発行済みの本 NFT に表示される前払式支払手段の未使用

残高の半額以上を資産保全しており、発行者が倒産するなどした場合は、利用者は資産保全された額から、他の債権者より優先的に払い戻しによる弁済を受けることができます。詳細は資金決済法における表示を参照ください。

- 5 発行者は、前項の払い戻しへの対応のほか、本条に定める本サービスの終了によって利用者に損害が生じた場合であっても、発行者に故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

#### 第14条（リスクの承認）

利用者は、発行者に対して、次の各号に定める本 NFT に関するリスクを確認し、当該リスクを了承するものとします。

(1) 流動性リスク

発行者は、本 NFT について、P2P での取引及び ETH その他の暗号資産等への交換を前提としておらず、またその可能性について一切保証するものではありません。

(2) ハードフォークによるリスク

本 NFT は、パレットチェーンのブロックチェーンを利用して発行されており、かかるブロックチェーンのハードフォークにより、本 NFT の移転が困難になる、あるいは利用方法に変更が生じる等のリスクがあります。

(3) サイバー攻撃リスク

サイバー攻撃によりアドレスの情報等が漏洩し、利用者が保有する本 NFT が無断で第三者に送付される等のリスクがあります。利用者が保有する本 NFT は、利用者が自己の責任において管理する必要があります。

(4) ネットワークによるリスク

本 NFT の取引は、ブロックチェーンの仕組みを利用して行われるため、本 NFT の付与・移転等（本条において以下「付与等」といいます。）に一定の期間を要する可能性があり、本 NFT の付与等がアドレスへ反映されない可能性や本 NFT の付与等がキャンセルされる可能性があり、また、本 NFT は電子的に記録され、その移転は、ネットワーク上で行われるため、消失のおそれがあります。

(5) アドレスに関するリスク

利用者は、その保有する本 NFT を管理又は保管するためのアドレスにアクセスするために必要となる秘密鍵を喪失した場合、本 NFT を利用することができなくなります。また、秘密鍵が流出等した場合、第三者によるアドレス侵害・乗っ取り等が生じる可能性があります。

(6) 法令・税制変更リスク

本 NFT を含む NFT に関する法令及び税制は流動的であり、将来において、法令、税制又は政策等の変更により、NFT の付与が禁止、制限又は課税の強化等がなされ、NFT の保有や取引が制限され、又は現状より不利な取扱いとなる可能性があり、これらに



起因して、利用者に予期しない損失が生じる可能性があります。

(7) その他のリスク

本 NFT を購入する際に、第三者が発行者になりすまして、不正なアドレスを表示して、利用者が送付する現金等を詐取する可能性があります。支払いを行う際は、利用者自身の責任において、支払先の真正性について確認する必要があります。

## 第 15 条（禁止事項）

発行者は、本サービスの利用に際し、利用者による以下の各号に記載する行為を禁止します。

- (1) 本 NFT を決済手段とする目的で第三者に譲渡その他の処分をする行為
- (2) 法令若しくは公序良俗に違反し、第三者に不利益を与える行為又は不利益を与えるおそれのある行為
- (3) 発行者若しくは本サービスの他の利用者その他の第三者の知的財産権その他の権利若しくは利益を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (4) 利用許諾事項の範囲を超えて本 NFT 又は対象データを利用すること
- (5) 本 NFT、対象データ、その他本サービス上にて取り扱われるデータを保護するために施された技術的措置を回避若しくは無効化する行為
- (6) 本規約等、マーケットプレイス利用規約、宿泊約款若しくは法令等に違反し、又は違反するおそれのある行為
- (7) 他者を差別し、若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (8) 詐欺等の犯罪に結びつく行為又は結びつくおそれのある行為
- (9) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像、文書等を送信する行為
- (10) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (11) 他の利用者になりすます行為、架空の名義若しくは他人の名義等本人名義以外の名義で取引し又は取引しようとする行為
- (12) 発行者若しくは第三者が設置するコンピューター、電気通信設備その他の機器およびソフトウェアの利用に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (13) 発行者所定のインターフェース以外の方法でサービスを利用する行為又は疑われる行為
- (14) ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (15) 虚偽又は故意に誤った情報を発行者に届け出る行為
- (16) 本サービスに関し利用しうる情報を改ざんする行為
- (17) 本 NFT の価格の変動を図る目的のために行う次に掲げる行為
  - ①行為者が直接経験又は認識していない合理的な根拠のない事実を不特定多数の者に流布すること
  - ②他人を錯誤に陥れるような手段を用いて詐欺的な行為を行うことや、徒に他人の射幸心をあおるような言動を行うこと

③暴行又は脅迫を用いること

- (18) 本 NFT の売買に関して、不正の手段、計画若しくは技巧をし、又は重要な事項について虚偽若しくは誤解を生じさせる表示をする行為
- (19) 本 NFT を賭博・ギャンブルに利用する行為
- (20) 宣伝、広告、勧誘、営業その他営利を目的とする行為
- (21) 本 NFT の売買契約を締結する意思がないにもかかわらず、購入を行う行為
- (22) 本サービス外において、アカウント又は対象データを第三者に貸与、譲渡、売買等を行う行為
- (23) 第三者とその秘密鍵を共有しているウォレットを本サービスに接続し、又は本サービスに接続しているウォレットの秘密鍵を第三者と共有する行為
- (24) 本 NFT の二重譲渡に該当する行為又はこれを試みる行為
- (25) 発行者が定める以外の利用目的で本サービスを利用する行為
- (26) 前各号の行為を行う目的で、複数のアカウントを登録する行為
- (27) 前各号の行為を第三者に指示し、教唆し若しくは扇動等する行為
- (28) 本サービスの運営を妨げる行為、及び支障をきたす行為
- (29) その他、発行者が不適切と合理的に判断する行為

#### 第 16 条（本サービスの変更）

- 1 発行者は、本サービスに関する法令、監督官庁の命令等、自主規制規則その他発行者が従うべき規則等が改正若しくは新設等された場合その他やむを得ない事情がある場合、発行者の合理的な裁量により、利用者に対して事前に通知することにより、発行者の環境を点検、保守、工事及び更新し、また本サービスの内容の全部若しくは一部を変更し、又は廃止することができます。この場合、本 NFT の消滅若しくはアクセス不能、本 NFT にかかる対象データの消滅若しくはアクセス不能、又はその両方が生じる場合があることを、利用者は、あらかじめ理解し、承諾するものとします。
- 2 前項に基づく変更又は廃止により利用者に損害が生じた場合でも、発行者に故意又は重過失がない限り、発行者はその責任を負いません。

#### 第 17 条（払戻の禁止）

- 1 本 NFT に表章される前払式支払手段の払戻しは、資金決済法に定める例外に該当すると発行者が認めた場合を除き、原則として行うことができません。したがって、利用者が本 NFT を消滅させた場合等において未使用の前払式支払手段が残存している場合であっても、当該前払式支払手段の払戻しを行うことはできず、当該本 NFT の消滅と同時に当該前払式支払手段も消滅します。
- 2 前項にかかわらず、本 NFT の取扱いを全面的に廃止した場合には、利用者は、法令の手続に従って本 NFT に表示される前払式支払手段の残高の払戻しの請求ができるものとします。

## 第 18 条（秘密保持）

- 1 利用者は、本サービスに関連して知り得た情報、その他発行者又はホテル運営事業者の機密に属すべき一切の事項を、第三者に漏洩・開示・提供してはなりません。但し、次の各号に定めるに事由についてはこの限りではありません。
  - (1) 開示の時点で既に利用者が適法に保有していた情報
  - (2) 開示の時点で公知の情報
  - (3) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらず公知となった情報
  - (4) 開示を受けた後、正当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなしに入手した情報
  - (5) 発行者又はホテル運営事業者から開示された情報によらず、利用者が独自に取得し、又は創出した情報
  - (6) 発行者又はホテル運営事業者が公表することを書面により事前に同意した情報
- 2 利用者は、本規約等の終了時又は発行者から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、発行者の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体及びその全ての複製物を返却又は廃棄します。

## 第 19 条（個人情報保護等）

- 1 発行者又はホテル運営事業者は、利用者の個人情報については、発行者又はホテル運営事業者が別途定める「[プライバシーポリシー](#)」に則り、適正に取り扱うこととし、利用者はこれに同意するものとします。
- 2 発行者は、本サービスの品質向上のために、各利用者の本サービス中における操作行為に関するデータを収集、調査及び分析することができるものとし、利用者はこれに同意するものとします。

## 第 20 条（知的財産権等の帰属）

本サービス及び本 NFT に関する知的財産権並びに本サービス及び本 NFT を構成する全ての素材に関する権利は、発行者又は当該権利を有する第三者に帰属します。

## 第 21 条（損害賠償）

- 1 利用者は、本規約等に違反し、発行者又は第三者に損害等を与えた場合、当該損害等を賠償する義務を負います。
- 2 発行者は、利用者同士の取引に関する一切の事項について責任を負いません。発行者は、利用者同士の紛争に原則として介入しないものとし、また介入する義務を負わず、利用者は発行者に紛争の解決を求めることはできないものとします。但し、発行者は、本サービスの円滑な運営のために必要であると発行者が判断した場合には、利用者同士の紛争に介入す

ることができるものとします。

## 第 22 条（免責及び責任制限）

- 1 発行者は、次の各号に定める損害については、債務不履行、不法行為その他の法律上の請求原因の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。
  - (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力に起因する損害
  - (2) 利用者における設備の障害又は本サービスに係る設備までのインターネット接続サービスの不具合等の利用者の接続環境の障害に起因する損害
  - (3) 本サービス用設備からの応答時間等のインターネット接続サービスの性能値に起因する損害
  - (4) 発行者が第三者から導入しているコンピューターウイルス対策ソフトについて当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピューターウイルスの本サービス用設備への侵入に起因する損害
  - (5) 善良な管理者の注意をもってしても防御ができない本サービス用設備への第三者による不正アクセス、アタック又は通信経路上での傍受等に起因する損害
  - (6) 発行者が定める手順、セキュリティ手段等を利用者が遵守しないことに起因する損害
  - (7) 本サービス用設備のうち第三者が製造するハードウェア、ソフトウェア又はデータベースに起因する損害
  - (8) 法令又は裁判所の命令に基づく強制的な処分に起因し、又は関連する損害
  - (9) 本サービスに関する法令、監督官庁の命令等、自主規制規則その他発行者が従うべき規則等の新設、改廃、解釈の変更等（その効果が過去に遡及する場合を含みます。）に起因する損害
  - (10) ホテル運営事業者とのリンクの有無を問わず、第三者のウェブサイト又は商品若しくはサービスに起因する損害
  - (11) ブロックチェーンのネットワーク手数料（ガス代等）の高騰、ハードフォークの発生、その他ブロックチェーンに起因する事象等による損失
  - (12) 利用者のアドレスの侵害・乗っ取りによる NFT の流出
  - (13) 前各号に定める損害の他、発行者の責めに帰することができない事由に起因する損害
- 2 利用者と、他の利用者、対象データに関する知的財産権の保有者その他の第三者との間で、本 NFT 又は対象データに関する紛争その他本サービスを利用することによる紛争が生じた場合には、すべて利用者の責任と負担において解決するものとします。また、発行者が当該第三者に対する損害賠償等の支払を余儀なくされた場合には、利用者はその全額を発行者に支払うとともに、その解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費を発行者に支払うものとします。但し、いずれも、当該紛争が発行者の故意若しくは重大な過失による債務不履行又は不法行為によって発生した場合はこの限りではありません。
- 3 発行者は、利用者と他の利用者その他の第三者との間の紛争について、利用者の同意を得

ることなく、当該第三者に対し当該紛争に関する情報提供その他の援助を行うことができます。

- 4 本サービスに関連して利用者に何らかの損害が生じた場合であっても、発行者は利用者に対し、発行者の行為を直接の原因として現実に生じた通常の損害に限って責任を負い、特別損害や逸失利益については責任を負わないものとし、かつその損害賠償額の上限は購入した本 NFT の販売額とします。但し、発行者に故意又は重過失がある場合はこの限りではありません。

### 第 23 条（利用制限等）

- 1 発行者は、利用者が、次の各号のいずれかの事由に該当し、又は該当するおそれがあると発行者が判断した場合は、事前の通知、催告等を要することなく、また利用者に対して何ら責任を負うことなく、当該利用者に対する本サービスの全部又は一部の利用の制限又は中止をすることができるものとします。
  - (1) 本規約等又はマーケットプレイス利用規約等に違反した場合
  - (2) 支払停止又は支払不能となった場合
  - (3) 差押え、仮差押え又は競売の申立てがあった場合
  - (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合
  - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあった場合
  - (6) 利用者が死亡又は倒産、解散若しくは廃業した場合
  - (7) マネー・ロンダリング及びテロ資金供与への関与又はこれらが疑われる行為と判断した場合
  - (8) 他の利用者になりすましていることが判明した場合、又はそれらの疑いがある場合
  - (9) 利用者の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - (10) 発行者からの連絡が不能である場合
  - (11) 利用者が本サービスの運営を妨げる行為、及び支障をきたす行為を行った場合
  - (12) 利用者が第 15 条に定める行為（禁止事項）を行ったと発行者が判断した場合
  - (13) 本規約等又はマーケットプレイス利用規約等の変更に同意しない場合
  - (14) 本 NFT の売買、保有又は利用が禁止、制限又は規制されている国又は地域の国籍を有する者又は居住者である場合
  - (15) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかに該当する場合
  - (16) 過去に本サービスの利用制限を受けた者である場合
  - (17) 前各号に定める事由の他、本サービスを利用させることが不適切であると発行者が合理的に認める場合
- 2 発行者は、前項に定める措置により利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

#### 第 24 条（反社会的勢力の排除等）

- 1 利用者（法人等の団体の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を含みます。）、重要な地位の使用人、又は経営に実質的に影響力を有する株主等を含みます。）は、反社会的勢力に所属又は該当せず、かつ反社会的勢力と関与していないことを表明し、将来にわたって所属、該当、関与しないことを表明するものとします。
- 2 利用者が、自ら又は第三者をして次の各号に定める行為及びそれらのおそれのある行為を行わないことを誓約するものとします。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説の流布、偽計若しくは威力を用いて発行者の信用を毀損し、又は発行者の業務を妨害する行為
  - (5) 方法及び態様の如何を問わず暴力団等と関与する行為
  - (6) その他前各号に準じる行為
- 3 発行者は、利用者が前各項に定める表明事項又は確約事項のいずれかに違反することが判明した場合、何らの催告を要することなく本サービスの利用停止、解除等その他必要な措置を講じることができるものとします。
- 4 発行者は、本条に定める措置により利用者に生じた損害について、その責任を負わないものとします。

#### 第 25 条（損害賠償）

- 1 利用者は、本規約等に違反し、発行者又は第三者に損害等を与えた場合、当該損害等を賠償する義務を負います。
- 2 発行者は、利用者同士の取引に関する一切の事項について責任を負いません。発行者は、利用者同士の紛争に原則として介入しないものとし、また介入する義務を負わず、利用者は発行者に紛争の解決を求めることはできないものとします。

#### 第 26 条（本規約の変更）

- 1 発行者は、利用者の一般の利益に適合する場合のほか、社会情勢、経済事情、税制の変動等の諸般の状況の変化、法令の変更、本サービスに関する実情の変化、セキュリティ上の理由、不正又は危険な行為の防止の必要、その他発行者が相当の事由があると合理的に認める場合には、民法の定型約款の変更に係る規定に基づいて、本サービスの目的の範囲内で、利用者の事前の承諾を得ることなく、本規約の内容を変更することができます。
- 2 発行者は、前項の定めに基づき本規約を変更する場合、その効力発生時期を定め、その効力発生時期までに、予め、次以下の各号の事由を、発行者ウェブサイト上及びホテル運営事業

者ウェブサイト上に表示すること、又はその他発行者が適切と合理的に考える方法により利用者に通知し、もって利用者に対して周知するものとします。

- (1) 本規約を変更する旨
  - (2) 変更後の本規約の内容
  - (3) 変更の効力発生日
- 3 前二項の定めにかかわらず、法令上、利用者の同意が必要となる変更を行う場合、発行者は、発行者が適切と合理的に判断する方法により、事前の同意を得るものとします。
  - 4 発行者が本規約を変更した場合において、利用者が変更の効力発生日後に本サービスを利用したとき、又は効力発生日後、契約解除の手続を取らないまま1か月が経過したときは、法令上その効力を否定される場合を除き、利用者が変更後の本規約に同意したものとみなされます。

#### **第 27 条（通知）**

- 1 発行者から利用者への通知は、本規約に特段の定めがない限り、電子メールの送信又は発行者ウェブサイト若しくはホテル運営事業者ウェブサイトへの掲載その他の発行者が適切と認める方法により行うものとします。
- 2 前項の規定に基づき、発行者から利用者への通知を電子メールの送信又は発行者ウェブサイト若しくはホテル運営事業者ウェブサイトへの掲載により行う場合には、当該通知は、それぞれ電子メールの送信又は発行者ウェブサイト若しくはホテル運営事業者ウェブサイトへの掲載がなされた時に利用者に到達したものとします。

#### **第 28 条（公租公課）**

本 NFT の売買、保有又は利用に課される公租公課その他本 NFT に関連して課される公租公課については、利用者本人が負担するものとします。また、利用者は、自己に課される公租公課の種類や金額について、自らの責任と判断で支払うものとします。

#### **第 29 条（準拠法及び裁判管轄）**

- 1 本規約に関する準拠法は、日本法とします。
- 2 本サービスに関連して、発行者と利用者との間で生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。